

1. 氏名・生年月日・住所・電話番号などを記入します。

表題を「令和7年度」とし、提出年月日を記入します。

2. 昨年1年間の収入・所得を記入します。

(1) 事業所得・不動産所得のある方

収支内訳書を作成し、収入金額の合計を「ア・イ・ウ」欄に、所得金額を「①・②・③」欄に記入します。専従者控除は裏面にも記入。

―記帳・帳簿等の保存制度の対象者拡大について―

個人で事業(農業を含む)や不動産貸付等を行う全ての方について、記帳と帳簿等の保存が必要です。

(2) 給与所得のある方

源泉徴収票の支払金額の合計額(源泉徴収票がない場合は申告書裏面の「給与所得の内訳」欄で合計した額)を「カ」欄に記入し、「カ」の金額を下の表にあてはめて求めた額を「⑥」欄に記入します。

「カ」の金額	「⑥」の金額	
1, 619, 000 円未満	「カ」－550, 000 円 (マヅは0)	
1, 620, 000 円未満	1, 069, 000 円	
1, 622, 000 円未満	1, 070, 000 円	
1, 624, 000 円未満	1, 072, 000 円	
1, 628, 000 円未満	1, 074, 000 円	
1, 800, 000 円未満	「カ」÷ 4 = A (千円未満切捨)	A×2. 4+100, 000 円
3, 600, 000 円未満		A×2. 8－80, 000 円
6, 600, 000 円未満		A×3. 2－440, 000 円
8, 500, 000 円未満	「カ」×0. 9－1, 100, 000 円	
8, 500, 000 円以上	「カ」－1, 950, 000 円	

(3) 公的年金・その他の雑所得のある方

公的年金の収入額を「キ」欄に、業務に係る収入を「ク」欄に、その他の雑収入の額を「ケ」欄に記入し、それぞれ次により求めた所得額の合計額を「⑦～⑨」欄に記入します。

●公的年金の雑所得の速算表 (マヅは0)

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳以上	330万円未満	「収入金額-1,100,000円」	「収入金額-1,000,000円」	「収入金額-900,000円」
	410万円未満	「収入金額×0.75-275,000円」	「収入金額×0.75-175,000円」	「収入金額×0.75-75,000円」
	770万円未満	「収入金額×0.85-685,000円」	「収入金額×0.85-585,000円」	「収入金額×0.85-485,000円」
S35.1.1 以前生まれ	1,000万円未満	「収入金額×0.95-1,455,000円」	「収入金額×0.95-1,355,000円」	「収入金額×0.95-1,255,000円」
	1,000万円以上	「収入金額-1,955,000円」	「収入金額-1,855,000円」	「収入金額-1,755,000円」
	130万円未満	「収入金額-600,000円」	「収入金額-500,000円」	「収入金額-400,000円」
65歳未満	410万円未満	「収入金額×0.75-275,000円」	「収入金額×0.75-175,000円」	「収入金額×0.75-75,000円」
	770万円未満	「収入金額×0.85-685,000円」	「収入金額×0.85-585,000円」	「収入金額×0.85-485,000円」
	1,000万円未満	「収入金額×0.95-1,455,000円」	「収入金額×0.95-1,355,000円」	「収入金額×0.95-1,255,000円」
S35.1.2 以降生まれ	1,000万円以上	「収入金額-1,955,000円」	「収入金額-1,855,000円」	「収入金額-1,755,000円」

●業務に係るものの雑所得

総収入金額－必要経費(掛金など)＝雑業務所得額

注) 業務に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。前々年分のその業務に係る収入金額が 300 万円を超える方は、現金預金取引等関係書類を 5 年間保存しなければならないこととされています。

●その他の雑所得(個人年金・暗号資産等)の計算方法

収入金額－必要経費(掛金など)＝雑その他所得額

申告書裏面の7 配当所得・8 雑所得・9 総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項に、該当事項を記入してください。

(4) 一時所得(満期・解約等)のある方

次により求めた額をそれぞれ「シ」欄・「㊱」欄へ記入します。

収入金額－必要経費(掛金など)－50 万円(マヅは0) … 「シ」欄

「シ」欄の額×1/2＝一時所得額 … 「㊱」欄

(5) 申告書裏面の配当所得・雑所得・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項に、該当事項を記入してください。

申告書には、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。(申告者本人以外の本人確認書類は不要です)

令和 7 年度 市民税・県民税・国民健康保険税 申告書

竹原市長 様

台帳番号

申告年月日

令和 7 年 2 月 1 6 日

現住所

竹原市中央五丁目6番28号

1月1日現在の住所

竹原市中央五丁目6番28号

フリガナ

タケハラ タロウ

氏名

竹原 太郎

世帯主の氏名

竹原 太郎

続柄

本人

電話番号

0846-22-7732

収入金額等

事業所得

営業等

イ

120

000

不動産所得

ウ

1

120

120

利子所得

エ

配当所得

オ

給与所得

カ

2

000

000

雑所得

公的年金等

キ

1

500

000

業務

ク

その他

ケ

総合譲渡

短期

コ

長期

サ

一時

シ

所得

事業所得

営業等

①

農業

②

△40

020

不動産所得

③

510

020

利子所得

④

配当所得

⑤

給与所得

⑥

1

220

000

雑所得

公的年金等

⑦

400

000

業務

⑧

その他

⑨

合計(⑦+⑧+⑨)

⑩

総合譲渡・一時

⑪

合計

⑫

2

090

000

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除

⑬

180

000

小規模企業共済等掛金控除

⑭

生命保険料控除

⑮

35

000

地震保険料控除

⑯

10

000

寡婦、ひとり親控除

⑰～⑱

000

勤労学生・障害者控除

⑲～⑳

260

000

配偶者(特別)控除

㉑～㉒

330

000

扶養控除

㉓

780

000

基礎控除

㉔

430

000

⑬～㉔までの計

㉕

2

025

000

雑損控除

㉖

医療費控除

㉗

100

000

合計

㉘

2

125

000

社会保険の種類

支払った保険料

源泉徴収票のとおり

60,000 円

国民健康保険

120,000 円

合計

180,000 円

⑮ 生命保険料控除

新生命保険料の計

旧生命保険料の計

新個人年金保険料の計

旧個人年金保険料の計

介護医療保険料の計

地震保険料の計

旧長期損害保険料の計

⑰～⑱ 寡婦・ひとり親・勤労学生控除

⑰ □寡婦控除

⑱ □勤労学生控除

□死別 □生死不明 □離婚 □未婚

⑲ □ひとり親 (学校名)

⑳ 障害者控除

氏名

竹原 一郎

障害の程度・種類

身体・教育・精神認定書・その他

個人番号

123456789013

3 級 度

氏名

竹原 花子

障害の程度・種類

個人番号

123456789014

□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)

⑳～㉑ 配偶者の氏名

生年月日

31年 5月 1日

配偶者の合計所得金額

0 円

⑳～㉑ 氏名

生年月日

55年 4月 1日

同居・別居の区分

同居

別居

子

33 万円

⑳ 扶養控除

氏名

竹原 一郎

最大給付

55年 4月 1日

同居・別居

同居

別居

子

33 万円

個人番号

123456789013

氏名

竹原 花美

最大給付

8年 3月 1日

同居・別居

同居

別居

母

45 万円

個人番号

123456789015

氏名

竹原 二郎

最大給付

21年 10月 1日

同居・別居

同居

別居

子の子

個人番号

123456789016

別居の扶養親族などがある場合には、裏面に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

扶養控除額の合計

78 万円

㉖ 雑損控除

損害の原因

損害年月日

損害を受けた資産の種類

損害金額

保険金などで補填される金額

差引損失額のうち災害関連支出の額

380,000 円

180,000 円

㉗ 医療費控除

支払った医療費等

保険金などで補填される金額

380,000 円

180,000 円

○所得のなかった場合

1. 学 生

2. 家 事

3. 病 気

4. 生活保護

5. 失 業

6. 遺族年金

7. 障害年金

8. その他

その他の場合の具体的状況

給与・公的年金などに係る所得以外(令和 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

□給与から差引き(特別徴収) □自分で納付(普通徴収)

3. 所得から差し引かれる金額の計算

(1) 社会保険料控除…「⑬」欄

本人が支払った社会保険料等の合計額

親族の給与・年金から徴収された保険料は対象となりません。

(2) 生命保険料控除…「⑮」欄

それぞれの保険料の額を次の表にあてはめて求めた額の合計額(上限 70,000 円)

旧 旧 個 人 年 金 生 命	15,000 円以下	支払保険料の全額	介 護 新 個 人 年 医 金 療 命	12,000 円以下	支払保険料の全額
	40,000 円以下	支払保険料×1/2+7,500 円		32,000 円以下	支払保険料×1/2+6,000 円
	70,000 円以下	支払保険料×1/4+17,500 円		56,000 円以下	支払保険料×1/4+14,000 円
	70,000 円超	35,000 円		56,000 円超	28,000 円

※生命保険料控除の注意点

一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除においては、新契約と旧契約の両方がある場合は、両方を合わせた控除額(上限 28,000 円)と、旧契約のみの控除額(上限 35,000 円)のいずれか多い方を適用することができます。

なお、一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除に加え、介護医療保険料控除があり、控除額合計が 70,000 円を超えた場合でも、合計適用限度額は 70,000 円です。

(3) 地震保険料控除…「⑯」欄

地震保険と旧長期損害保険それぞれの保険料の額を次の表にあてはめて求めた額の合計額(上限 25,000 円)

旧 長 期	地震保険	支払保険料×1/2
	5,000 円以下	支払保険料の全額
	15,000 円以下	支払保険料×1/2+2,500 円
	15,000 円超	10,000 円

(4) ひとり親・寡婦・勤労学生・障害者控除…「⑰～㉑」欄

寡婦のとき………26 万円 障害者 1 人につき………26 万円

ひとり親のとき…30 万円 特別障害者 1 人につき………30 万円

勤労学生のとき…26 万円 同居特別障害者 1 人につき…53 万円

(5) 配偶者・扶養控除…「㉑～㉓」欄

種類	扶養区分	納税者本人の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者 控除	一般	33 万円	22 万円	11 万円
	老人 (S30.1.1 以前生まれ)	38 万円	26 万円	13 万円
扶養 控除	一般	(S30.1.2 から H21.1.1 まで生まれ) 33 万円		
	一般のうち特定	(H14.1.2 から H18.1.1 まで生まれ) 45 万円		
	老人 (S30.1.1 以前生まれ)	38 万円		
	同居老親	45 万円		

(6) 配偶者特別控除・・・「㉔」欄

配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

(7) 基礎控除…「㉔」欄

納税者本人の合計所得金額			
2,400 万円以下	2,400 万円超 2,450 万円以下	2,450 万円超 2,500 万円以下	2,500 万円超
43 万円	29 万円	15 万円	適用なし

(8) 医療費控除…「㉗」欄

医療費の合計額から保険金などで補填される金額を差し引いた金額から「㉗」欄の 5%又は 10 万円のいずれか小さい額を差し引いた額(上限 200 万円)又は、特定の医薬品購入費の合計額から保険金などで補填される金額を差し引いた金額から 12,000 円を差し引いた額を記入します。特定の医薬品購入費の場合のみ、区分欄へ「1」を記入してください。

(9) 所得のなかった場合

該当する項目を○で囲み、その他の場合は、状況を記入します。